

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年12月から52年7月まで  
会社を退職後すぐに国民年金に加入し、届いた納付書により3か月ごとに銀行で保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和52年8月1日に国民年金に任意加入し、被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立期間は国民年金へ未加入であり保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持している昭和52年度の国民年金印紙代金領収証書をみると、「第1期（4・5・6月分）」の欄は「納付不要」と押印されており、「第2期（7・8・9月分）」の欄は、7月分の保険料を示す「7」及び3か月分の保険料額を示す「6,600円」が斜線で取り消され、当該保険料額は「A市役所」と押印された上、2か月分の保険料額である「4,400円」に訂正され領収印が押されていることから、申立人は昭和52年8月分から保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 栃木国民年金 事案 1011

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 5 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から 52 年 3 月まで  
昭和 49 年 5 月に A 町（現在は、B 市）に引っ越してきてすぐに、役場の代行だという方が来て国民年金保険料を徴収していった。当初は一期分で 8,000 円ぐらいだった保険料の額が徐々に上がっていった記憶がある。その後新しい家に引っ越したが、その前のことだったのをはっきり覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間に係る保険料について、「集金人が代わりに加入手続をしたと思っていたので、保険料の徴収に応じていた。最初、保険料額は一期分で 8,000 円ぐらいだったが徐々に上がっていった。」としているが、A 町で集金人を務めた元婦人会役員及び B 市は、「集金人が代理で国民年金への加入手続を行うことはない。」としている上、申立期間当初における一期分の保険料額は 2,700 円であり、申立人の主張とは異なる。

また、申立人が所持している年金手帳及び A 町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和 52 年 4 月 1 日に国民年金に任意加入し、被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないことから、当該期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができない期間である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 栃木国民年金 事案 1012

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から59年5月まで

A社を退職した時に、子供が小さかったので国民健康保険に加入し、その際、一緒に国民年金に加入し保険料を納めた。その領収書があったので、年金事務所に領収書のコピーを送ったが認めてもらえなかった。その後、領収書は紛失してしまったが、確かに保険料を納めたので申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は平成2年2月13日に払い出されたことが確認でき、申立人が所持する年金手帳における国民年金に係る記載及びオンライン記録により元年2月21日に遡って被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立期間当時、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、当該期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間について、申立人が国民年金への加入手続を行っていたら、国民年金の任意加入被保険者であったその妻は強制加入被保険者に切り替わっているはずであるが、その形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年 6 月生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 10 日から 46 年 7 月 10 日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いが、勤務期間中に約1か月間入院した際、会社からもらった健康保険証を使った記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の証言により、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、上記の元事業主は、「A社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している上、「申立人が当該事業所に勤務している期間中に入院した際は、労災保険の手続をした。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月頃から 43 年 4 月頃まで  
② 昭和 43 年 4 月頃から 45 年 3 月頃まで  
③ 昭和 45 年 4 月頃から 46 年 3 月頃まで

専門学校の夜間部に通学しながら、昼間は正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録があるはずなので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①についてはA社に、申立期間③についてはB社に、それぞれ勤務したとしているが、オンライン記録によると、いずれの事業所についても厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、当該事業所については、いずれも申立人が事業主として記憶している者の所在が特定できず、元同僚についても、姓を記憶しているのみであるため特定できないことから、申立人の当該事業所における当該期間当時の状況を確認することができない。

申立期間②について、元同僚の証言により、申立人がC社（現在は、D社）に、当該期間の一部において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 51 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の在籍は確認できない。」としており、当該期間当時の状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人がいずれの申立期間においても、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見

当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。